

還元不可能な概念としての「ニーズ」

—D. ウィギンズの「ニーズ」を巡る
一連の議論に関する考察¹⁾—

伊 藤 克 彦*

- I はじめに
- II ウィギンズによるニーズの概念分析
- III 還元不可能な概念としてのニーズ
- IV 予想される反論、およびウィギンズの議論の評価

I はじめに

デイヴィッド・ウィギンズ (David Wiggins) はオックスフォード出身の哲学者²⁾であり、分析的形而上学³⁾、言語哲学、アリストテレス解釈、倫理学などの広い領域で業績を残しているが、倫理学および政治哲学の領域では「ニーズ」⁴⁾と呼ばれる概念の分析とその重要性を論じたことでも知られる。英米圏の議論に

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第12巻第1号 2013年3月 ISSN 1347-0388

※ 日本学術振興会特別研究員 PD

- 1) 本稿は「東京法哲学研究会・法理学研究会合同研究合宿」(2011年9月)における報告、および「日本法哲学学会学術大会」(2011年11月)における分科会報告の内容を基に、加筆修正している。
- 2) ウィギンズの主な業績は、(1)分析的形而上学の領域における対象の同一性の議論、(2)言語哲学の領域におけるD. デイヴィッドソン (D. Davidson) 経由の真理条件意味論の立場の擁護、(3)アリストテレスの実践的推論の新解釈、(4)メタ倫理学で道徳実在論の一種とされる「感受性理論」の擁護、そしてここで取りあげる(5)倫理学・政治哲学における「ニーズ」の概念の分析などが挙げられる。このような広範な関心がどのように時系列で変化していったのかという点については、本人自身が回顧している (Wiggins 1996: pp. 217-231)。
- 3) 「分析的形而上学」とは英米圏の分析哲学の内部で形而上学的な問題を扱う分野のことをここでは指しており、基本的に本稿ではその意味で用いている。

において、ウィギンズ以外の論者もニーズの概念の問題をしばしば取りあげるのだが⁵⁾、その具体的な内容に関しては見解が別れている。

このように様々な論者がニーズの概念を論じる中で、ウィギンズの主張は当時の同僚の哲学者達に「危険で、破壊的だ」という印象を与えたという (AICW, p. 33)。私見によれば、これは当時の倫理学や政治哲学の主流とするアプローチとは相反するアプローチをウィギンズが志向していたからであると思われる。またウィギンズの議論は現在の法哲学の規範的正義論の領域で主流とされるアプローチにも批判を加えるものであると考えており、本稿はウィギンズの議論を援用することで筆者が規範的正義論の議論に感じていた違和感を言葉で表現しようとする一つの試みでもある。

法哲学の領域に限るのであれば、「ニーズ」という概念の問題は、自由や正義などの他の規範的概念の問題と比較してあまり注目されていないように筆者には感じられるのだが、それでも隣接領域も含めていくつかの事例を挙げることができる。例えば、ウィギンズは H. L. A. ハート (H. L. A. Hart) の以下のような文章を引用し⁶⁾、(実定法的に規定された権利とは区別された) 抽象的権利とニーズとの密接な関係を例示している。

法的権利の概念を (中略)、法によって個々人の選択が尊重されるような事例に限定してしまうのはあまりにも狭すぎるだろう。なぜならば法に対する道徳的批判のある形態が存在するからであり (中略)、それはある種の基本的自由・保護あるいは利益に対するニーズを考慮することで喚起されるものである。

-
- 4) ウィギンズは、単数形の「ニード」(need)と複数形の「ニーズ」(needs)と「必要とすること」(needing)の3つの語を区別して用いているが、本稿では区別が明確な場合以外は、「ニーズ」という語を基本的に用いることにする。
 - 5) ニーズの概念を論じている代表的な他の論者としては、ジョエル・ファインバーグ (Joel Feinberg)、ハリー・フランクファート (Harry Frankfurt)、ギャレット・トムソン (Garrett Thomson)、デイヴィッド・ブレイブルーク (David Braybrooke)、ブライアン・バリー (Brian Barry) デイヴィッド・ミラー (David Miller) などが挙げられる (cf. Feinberg 1973; Frankfurt 1984; Thomson 1987; Braybrooke 1987; Barry 1965; Miller 1976)。またこれらの論者よりも比較的若い世代の最近の論者としてソラン・リーダー (Sorana Reader) やギリアン・ブロック (Gillian Brock) を挙げるができる (cf. Reader 2007; Brock 1998)。

(Hart 1973, p. 200 (邦訳 : pp. 133f); Wiggins 1993, p. 1)

ハートよりもずっと過激な主張としてアメリカの憲法学者であるマーク・タシュネット (Mark Tushnet) の主張を挙げることができる。タシュネットは権利のレトリックを個人々のニーズの要求に置き換えるべきだという主旨で、以下のように述べる。

人々は食物と住居を今すぐに必要 (needs) としているのであり、(中略) 既存の食物や住居に対する権利が行使されることを要求するよりも、それらのニーズを満たすように人々が要求することの方が、ずっとうまくいくような印象を私に与える。(Tushnet 1984, p. 1394)

ハートとタシュネットはニーズと権利の関係を強調しているように思うのだが、一方で権利ではなくニーズと正義の関係を強調するデイヴィッド・ミラーのような政治哲学者もいる。ミラーは『社会正義』(Miller 1976) という著作の中で、正義の概念が権利と功績 (desert) とニーズの三つの要素に区分されるとされ、ニーズが正義概念の中で重要な要素であることを以下のように強調する。

従ってニーズの分配原理は正義の一要素であり、ニーズの充足の一般的義務

-
- 6) ウィギンズとハートの関係は法哲学の領域で通常考えられているほど遠い関係というわけではない。ウィギンズは2004年のハート記念講義の講演者であり、そのときの講演を基にした論文において (Wiggins 2005, p. 1, n. 1)、ハートとの関係を回顧している (この論文は後の著作で再収録されたが (Wiggins 2006)、ハートとの関係を述べた脚注部分は削除されている)。それによれば、ウィギンズは1981年にジョン・マクダウェル (John McDowell) と共にオックスフォードで倫理学の講義を行っていたのだが、ハートはそのときのウィギンズの講義の内容に関連して、J. L. マッキー (J. L. Mackie) の見解を擁護する手紙を送って来たとされる。ニコラ・レイシー (Nicola Lacey) によって書かれたハートの伝記によると、この時期はハートがR. ドウオーキン (R. Dworkin) の法理論の哲学的背景を探るためにハートがマクダウェルやバーナード・ウィリアムズ (Bernard Williams) などの道徳哲学を研究していた時期と重なる (Lacey 2004, p. 350)。しかしながら、このような法哲学と道徳哲学の接点は、J. L. マッキーの1982年の突然の逝去や (ハートの近辺に関わる) 1983年のある新聞記事を発端とした事件などの不幸な出来事によって中断されてしまったという。

に還元できない(後略)。(Miller 1976, p. 124)

しかしながら、ニーズと権利(あるいは正義)は、時には互いに対立しあうような直観も私たちは持つ。例えば、ある生死に関わるようなニーズが存在したとしてそのニーズが既存の権利と認められなければ現実的な救済手段は提供されないだろう。実際にジェレミー・ウォルドロン(Jeremy Waldron)は義務と責任という観点から権利とニーズとの違いを強調し、タシュネットのニーズと権利を同一視する上述の見解を批判している(Waldron 2000, pp. 124-126)。このようにニーズはその具体的な内容が不明瞭である一方で、ニーズと密接な関係を持つとされる権利や正義などの他の概念との関係もまだ不明確なままであるという問題があり、私たちの考察は探求の余地を残している。

筆者がウィギンズのニーズの議論に注目する理由は、(1)ニーズという概念自体は他の論者も取り上げているが、私見ではその中でもウィギンズが最も洗練された概念分析と定式化を行っているという点、(2)ソラン・リーダーやギリアン・ブロックなどの最近の若手の論者にウィギンズの議論が強い影響を与えている割には、ウィギンズの議論がそれほど国内では注目されていないという点、(3)ニーズの概念分析だけではなく、法哲学的にも重要な「権利」と「正義」との関係についても考察しているという点、(4)ウィギンズはある種の道徳実在論・認知主義(しばしば「感受性理論」(sensitive theory)とも呼ばれる)の立場を取るとされているが、そのようなメタ倫理的な立場が具体的にどのような実践的問題につながるのかという問題に筆者自身の関心があるという点などが挙げられる。

本稿では、基本的にウィギンズ自身の議論⁷⁾に沿いながら、まず彼自身によるニーズの概念分析および定式化を概観する。彼のニーズの定式化によれば、ニーズの概念は「必然性」(necessity)という概念と深い結びつきがあり、ニーズをある種の真理条件として定式化し、内部に変動する変項を取り入れることで、その内容が相対的であることを確認する(Ⅱ節)。次に、ニーズの概念は他の概念

7) ウィギンズがニーズについて論じている論文として、本稿で主要な検討対象としている文献(CN, AICW)の他に、以下の文献(Wiggins 1981; Wiggins and Derman 1987)を挙げることができる。

には還元できない「それ独自」(sui generis)な特徴を持つというウィギンズの主張を検討する。そこでは、ニーズの概念が密接に関わるとされる「平等」、「権利」、「正義」などの規範的な概念とどのように異なっていて、またそれらと対立するのかという点を論じることになる。特に正義概念については「正義概念の3つのフェーズ」と呼ばれる議論を通して、ニーズの問題が正義概念によって解決できず、ニーズと正義概念が最終的にコンフリクトを起こす可能性を示唆する(Ⅲ節)。最後に、ウィギンズの議論で予想されうる反論に応答しながら、現在の筆者がウィギンズをどう評価しているのかという点について簡単に私見を述べたい(Ⅳ節)。

Ⅱ ウィギンズによるニーズの概念分析

ウィギンズがニーズの議論に関心を持ったそもそものきっかけとしては、純粹に哲学的／理論的な関心だけではなく彼自身の個人的な体験も影響しているようであり、これに関して本人が実体験に基づくエピソードを披露している(AICW, p. 26f)。ウィギンズは、オックスフォードでアカデミックポストを得る前の1950年代後半の数年間間にイギリス政府の植民地関係の部署の公務員だった経験を持つ。そこでは、各植民地間の全く異なる枠組の中で、(植民地の)ニーズと単なる欲求を区別する⁸⁾ことなどを常に実践の中で意識せざるを得なかったとされる。

しかし、そのような区別が政策レベルで自明のものとして捉えられなくなったような出来事がその後起こる。1960年代後半に当時の行政(ロンドン・カウンティ議会、後のグレーター・ロンドン議会)は郊外からロンドン中心部を結ぶ高速道路を計画していた。その計画の根拠として、ドライバーの時間短縮等の現在価値と土地収用・建設等の費用が比較され、「投資額の20%の利益が見込める」と行政は主張していた。このような主張は経済学の費用便益アプローチに基づくものだが、こうしたアプローチは市内の2万戸の住居が撤去されるという事

8) ニーズと欲求の関係についてはⅡ 1. で後述する。

実に伴う様々な帰結を過小評価していたという。

この費用便益アプローチを用いれば、どのようなニーズも「費用／便益」という概念に還元されるわけだが、ウィギンズは「ここには哲学的な疑問がある」(AICW, p. 27) と述べ、このようなアプローチに否定的である。上述のエピソードの中で例を挙げるのであれば、「郊外から中心部に自動車ですぐ到着したい」という主張と「もともと住んでいた住居に今後も住みたい」という主張は同じ「費用／便益」として還元されるからこそ、数値によって定量化された比較が可能になる。しかし仮にどちらかの主張に定量化を超えた重要性や意義を認めるのであれば、果たしてそのような区別はどのようにすれば可能になるのだろうか。

1. 欲求とニーズ

費用分析アプローチに代表されるような新古典派経済学の伝統、あるいは倫理学における功利主義の立場は、基本的にニーズを欲求と同一視する。しかしながら、ニーズの重要性を訴える論者の多くはニーズと欲求を区別することが多い。ニーズと欲求の区別自体はウィギンズの独自の主張というわけではなく、A. R. ホワイト (A. R. White) や H. フランクファート (H. Frankfurt) などの論者も主張しているが (cf. White 1971; Frankfurt 1984)、日本語の日常的な会話の中でもこの二つはしばしば混同されることが多いようにも見受けられるため、欲求⁹⁾とニーズと区別する議論について手始めにとりあげる。

ウィギンズは、欲求は心的作用に関わるために志向的 (intentional) であるが、ニーズはより世界の事態に依存するために志向的ではないとする (CN, p. 6)。「志向性」(intentionality) という言葉は、行為主体が何らかの世界の事態や対象を指示するような心的作用として哲学の領域 (近年では、分析哲学内部の心の哲学の領域) でしばしば使われる。例えば「コーヒーを飲みたい」という意識は「コーヒー」という対象を指示する志向性の能力がなければ成立しない。欲求の場合は欲求の対象の変更や否定が当事者に可能であるのに対し、ニーズの場合はそれがほとんど不可能であるために、当事者の心的作用が影響することがより少

9) ウィギンズは英語の want と desire をほとんど区別せずに用いている。本稿では「欲求」という言葉を両方の語の訳語として用いている。

ないということをして「志向的ではない」という表現を使っていると思われる。

このウィギンズの主張を受けて、ニーズは欲求より客観的であると主張するソラン・リーダーのような論者もいる。リーダーの説明によると、欲求の場合はある特定の状況が知覚／描写され、その知覚／描写に基づいて「私はxが欲しい」と主張された時に、同じ状況が再記述されたときでも「私はxが欲しくない」と整合的に主張することができ、「xが欲しい」という当初の欲求は撤回することが可能である。そのため、例えば、「このドレスはかわいい」とある人物がある状況を知覚して「私はドレスが欲しい!」と主張した時に、友人が「あなたにはちょっと派手すぎるのではないかしら」と忠告した場合には「やっぱり私はこのドレスが欲しくない!」と整合的に主張することは可能である (Reader 2007, p. 52)。

しかし、ニーズの場合は欲求が異なり、同じ状況下の中で別のあらゆる描写が加わったとしても、「私はxのみを必要とする」ということがありうるのだとされる。例えば「脚気を避けるためにはビタミン B1 が必要である」という文を考えてみよう。この文は「脚気を避けるため」という特定の目的さえ前提として仮定すれば、ビタミン B1 がある人物に必要なかどうかは本人の心的状態とは独立に定まりうる。なぜならば、「その患者はビタミン B1 が (脚気を避けるためには) 必要とされるが、患者はそれを欲しない」という文で表わされる事態は欲求とニーズが区別されているが、患者が何らかの特別な信念 (例えば宗教的なもの) を持っている場合や、ビタミン B1 がある特定の食物経由で経口摂取される場合の味覚の好き嫌いの問題などを考慮すれば、私たちに十分想像可能だからである。ニーズは心的状態と独立の状態であるとウィギンズやリーダーは想定しているため、彼らの考えるニーズの概念は非常に実在論的である。

2. ニーズと目的

前述の「脚気を避けるためにはビタミン B1 が必要である」という文の事例ではニーズが「脚気をさけるため」という目的と強い関連性を示していた。このようにニーズが他の何らかの目的と関連性があるという洞察は多くの論者が共有しており¹⁰⁾、このニーズと内在的に関連する目的が変動するか／固定されている

かという点で、「手段的なニーズ」(instrumental need)と「絶対的なニーズ」(absolute need)という二つの用法にウィギンズは区別している(CN, pp. 8-12)。

日常的な用法では「ニーズ」あるいは「必要とする」という語と内在的な関連性のある目的が文脈によって変動することが多い。例えば「私は今すぐ1000円を必要とする」という文は、「電車移動のため」「食事のため」なのかという目的が単独のニーズという語のみでは判定できず、ニーズに付随する目的によって文の意味あるいは真理条件も変動してしまう。このようにニーズの語の意味が単独で確定せず特定の目的に依存しないニーズの用法を「手段的なニーズ」(instrumental need)と呼ぶ。

通常ニーズが主張され、それが受け入れられるためには、その依存する目的が社会や他者などにも共有される必要がある。仮に「私は今すぐ1000円を必要とする」という文が、「今すぐ食事するために、私は今すぐ1000円を必要とする」という主張なのだ解釈するのであれば、「今すぐ食事するために」という目的が認められなければ、「前日に十分な食事をとっているため、あなたは今すぐ食事をする必要がなく、したがって1000円は必要ない」と拒否される可能性もある。ニーズの主張が拒否される場合、(人間の自然な心理として)依存する目的が誰もが共有できるような抽象的な目的と関連性があることを主張するときがある。例えば「食事のために私は今すぐ1000円を必要とする」という主張が前述のような理由で拒否された場合、「毎日食事をとることが、私の福利の向上および生存のためには必要なことであり、それは人間固有のニーズである。したがって今すぐ私は1000円を必要とするのだ!」と抗弁する事例などが挙げられる。このような事例の場合、ニーズという概念が単独で固有の意味を持ち、「福利の向上および生存のため」という目的が(問題点がいくつか指摘できると思うが)固定されているように見え、少なくとも話者はニーズに固有の意味があることを前提としてこの文の内容を主張している。こうした用法はしばしば政治的言説や道徳的な言説などで見受けられ、例えば「現在の公務員制度は国民のニーズに答えられておらず、制度改革が必要とされる」という文などはその一例かもしれない。

10) ウィギンズはこのような論者として、A. R. ホワイト、A. フリュー (A. Flew)、ブライアン・バリーなどの論者を挙げている(CN, p. 7, n. 11)。

い。この事例のように「生存のため」「福利向上のため」など特定の目的に固定され、語の意味が単独で確定するような用法を「絶対的なニーズ」(absolute need)と呼び、2つの用法を区別する。

3. 手段的な意味のニーズ、および様相概念としての必然性

(1) アリストテレスからのインスピレーション

ウィギンズはまず「手段的なニーズ」の用法を定式化した後に、その定式化の枠組を援用することで「絶対的なニーズ」の用法を分析しており、まず「手段的なニーズ」の定式化をとりあげる。ニーズの議論に関するウィギンズのインスピレーション源はいくつかあるようだが、その最も大きなものの一つとして、アリストテレスの『形而上学』のテキストの一節を挙げている。『形而上学』の中で、「アナンカイオン」(*αναγκαιον*)という概念(日本語では「必然的な、必要な」と訳される)をアリストテレスが定義している箇所があり、ウィギンズはそこにニーズの概念の起源の一つをとらえる(CN, p. 25f; AICW, p. 29f)。

アナンカイオン [必然的、必要な]と言われるのは、(a)まず、^{シンアイテイオン}協同原因としてそれがなくては生存しえないところのそれのことである。たとえば呼吸作用や栄養物などが動物に必要であると言われるが、それは、これらがなくては動物が生存しえないからである。(b)なおまた、それがなくては善いことが存しえず生じえずあるいは悪いことから脱することや免れることができないところのそれも、そう言われる。たとえば病気から脱するためには薬を飲むことが必要であるとか、金を儲けるためにアイギナに航海せねばならないとかいう場合である。(アリストテレス『形而上学』第5巻第5章(1015a 20))¹¹⁾

上記のアリストテレスの引用箇所において、(a)と(b)という微妙に異なる2つの「アナンカイオン」の定義を行っており、ウィギンズはこの2つの定義を「絶対的なニーズ」と「手段的なニーズ」の2つの用法とパラレルに捉えている。「手

11) この部分の引用箇所については、出隆訳『形而上学^(上)』(岩波文庫、1959年)を参照している。また引用箇所内の(a)(b)は筆者による挿入。

段的なニーズ」の用法としてウィギンズが特に注目するのは(b)の定義であり、(b)の定義においては「病気を脱するため」「金を儲けるため」という「アナンカイオン」の語が依存する目的が複数列記されている。そのため、「アナンカイオン」の意味は、その語単独では確定することは難しい。

ウィギンズがアリストテレスの「アナンカイオン」という概念の定義に注目する理由はもう一つあり、アリストテレスの「アナンカイオン」は、様相概念（あるいは形而上学的概念）としての「必然性」(necessity)と密接なつながりを持っているという点である。従来文脈では、倫理的／政治哲学的概念としての「ニーズ」と様相概念としての「必然性」はほとんど区別されて論じられており、両者の関係が議論されることは少なかったように思われるのだが、ウィギンズはこの2つの関連性を強調する¹²⁾。

(2) 事象様相としてのニーズ

「ニーズ」と様相概念としての「必然性」を結びつけることによって、何か実質的な意味があるのかという当然にわき上がると思われる疑問に対して、今の時点ではっきりとした回答の用意が筆者にあるわけではない。ただし、ここで指摘しておかなければならない点は、「病気を脱するためには、薬を飲むことが必然的である」という事例で経験的事象に必然性という概念を適用していることからわかるように、ウィギンズが引用するアリストテレスの「必然性」の概念は(物理的、あるいは形而上学的な)事象に様相概念を帰属させる「事象様相」(modality *de re*)と現代の分析哲学の議論で呼ばれる様相概念に非常に近いということである。この「事象様相」は、命題や論理に対して必然性や可能性といった様相概念を帰属させる「言表様相」(modality *de dicto*)とは通常区別される(飯田1995, p.34-41)。飯田隆が挙げている「事象様相」と「言表様相」の事例¹³⁾は、以下のようなものである。

12) ウィギンズの路線を支持しているリーダーも、ニーズと必然性との関係についてアリストテレスのテキストからその関連性と緊張関係の両方を読み取ろうとしている (cf. Reader 2005)。

13) 飯田隆自身の挙げている事例に対して、多少筆者のアレンジが加わっていることをお断りしておく。

- ① どんな自然数も必然的に5よりも大きい ($\forall x \Box (x > 5)$)。
 ② どんな自然数も5より大きいということは必然的である ($\Box \forall x (x > 5)$)
 (ここでは"x"は自然数であると仮定する)

②の事例の場合、必然性を表す「 \Box 」というオペレーターは、「どんな自然数も5より大きい」($\forall x (x > 5)$)という命題に必然性を帰属させているため「言表様相」であるとされる。逆に①の事例の場合は、自然数 x に対して「5よりも大きい」($x > 5$)という性質を帰属させているため「事象様相」の事例だとされる。

このような様相概念に関わる議論は、彼自身のそもそもの専門領域である分析形而上学の分野でも中心的な役割を果たしており¹⁴⁾、「必然性」の問題という分析形而上学の領域(および古代ギリシャ哲学)と倫理学/政治哲学的の領域との架橋を試みようとするというウィギンズの理論的意図も見え隠れする(Wiggins 1996, p. 225f)。

(3) 「手段的なニーズ」の定式化

ともあれ、少なくとも「手段的なニーズ」の用法としてウィギンズが引用する(b)の部分では、(1)ニーズには依存する複数の目的があり、特定の目的に依存するわけではない、(2)ニーズは「必然性」という様相的な概念と密接な繋がりを持っている、という二つの重要な特徴を引き出すことができる。この二つの特徴から「手段的なニーズ」の定式化を導き出すことができる。以下の文に注目してみよう。

- (A) 「 x はお金を儲けるためにアイギナに出航することを必要とする」

14) 分析形而上学の領域において、ウィギンズはアリストテレス/ライプニッツ由来の「個別的本質主義」(individuated essentialism)と呼ばれる立場、およびそこから派生する概念主義的な実在論を事象様相としての必然性概念を用いることによって擁護している(Wiggins 2001, ch. 4)。

(A) は(b)の引用箇所的事例を転用した文だが、「手段的なニーズ」の特徴である(2)の必然性という様相概念との密接な繋がりを考慮すれば、以下の文と同値であると考えられる。

(A1) 「xがお金を儲けるためにアイギナに出航するということは、(ある時点では)必然的である」

上記の(A1)の文では「ある時点では」という但し書きが加わっているが、これは、事象様相としての必然性はある特定の時点の状況に依存するというウィギンズの主張によるものである(Wiggins 2001, p. 127)。

さて、特定の目的に依存するわけではないという「手段的なニーズ」の(1)の特徴から、「お金を儲けるため」という目的は何らかの変項に置き換えることができる。また目的を達成するための「アイギナに出航する」という手段も、目的によってまた様々であることから、別の変項に置き換えることができるだろう。以上の考察から、(A1)の文を更に変形して、「手段的なニーズ」を暫定的に定式化する。

(B) 「xがφのためにaするということが、t時点では必然的である」¹⁵⁾

(φはニーズが依存する目的を表す変項であり、aはその目的を達成する手段、tは文に含まれる「必然的」という語が依存する特定の時点を指す)

実は、ニーズを表現する文の時制の問題は更に複雑な問題を含んでおり、もっと厳密な定式化も可能なのだが、この問題はニーズの相対性という問題と繋がるため、後に論じることにする(Ⅱ5)。次に、引用箇所の(a)で表現されていると

15) 「手段的なニーズ」の定式化は、ウィギンズは複数の論文で行っており、それぞれ微妙な違いが存在する。最も厳密な定式化は(CN, p.7)の定式化だと思われるが、この定式化はニーズに内在する時制の違いの問題を説明する必要があるため、ここでの暫定的な定式化は最もシンプルだと思われる(AICW, p.30)の定式化を基に、筆者の関心で多少アレンジしている。

される「絶対的なニーズ」の定式化の問題を検討することにしよう。

4. 絶対的な意味でのニーズ

既に述べたように、特定の目的に固定され語の意味が単独で確定するようなタイプの用法を、絶対的 (absolute) あるいは定言的 (categorical) な意味のニーズと呼ぶ。II 3. で引用したアリストテレスの「アナソカイオン」の定義の(a)の部分では「まず、協同原因としてそれがなくては生存しえないところのそのことである」と述べており、少なくともこの部分だけを考慮するのであれば、「生存のため」という固有の目的をアリストテレスは念頭に置いているように思われ、ウィギンズは、(a)の部分で「絶対的なニーズ」の事例として捉えている。

(1) 他の論者との比較

II 2. でも述べたが、「絶対的なニーズ」は政治的／道徳的な文脈で使われることが多いため、倫理的／政治哲学的な関心でニーズの概念の意義を訴える論者はこの方向性でニーズの概念を分析する傾向が強い。アリストテレス以外の論者の事例をいくつか挙げてみよう。

(生物が) その環境を必要とする[・]ということとは、たとえばその環境を得ることをあなたが欲しているということではなく、その環境を得られなければ繁殖しないだろう、ということである。(Anscombe 1958, p. 7, () 内と傍点は筆者による挿入)

アンスコムは、ニーズに内在する固有の目的として「繁殖 (flourish) のため」という目的を想定している。次に、J. ファインバーグの定義を見てみよう。

一般的に、SがXを必要とするということは、端的に言ってXがなければ危害を被るかどうかということである (Feinberg 1973, p. 111)

ファインバーグはアリストテレスやアンスコムとはやや異なる「危害を避ける

ため」という特定の目的とニーズを関連させている。これらの事例で既に示唆されるように、「絶対的な意味でのニーズ」に内在する固有の目的は何かという問いに対して、「生存のため」「繁殖のため」「危害を避けるため」と様々な見解が見受けられ、「絶対的なニーズ」の分析は「手段的なニーズ」の分析よりも困難な道かもしれない。

「絶対的なニーズ」に内在する固有の目的は何か？ という問題を一旦保留にしたうえで、ここで一点注目しておく必要がある。それは「絶対的なニーズ」も様相概念としての必然性と密接な関連性があるという点であり、彼によれば「絶対的なニーズ」の分析を行う多くの論者はこの点を指摘していない (CN, p. 7)。

(2) 絶対的なニーズの定式化

絶対的なニーズも究極的には様相概念であるということ を考慮するのであれば、II 3. で取りあげた「手段的なニーズ」の定式化の枠組を援用することができるはずである。例として、以下の文を見てみよう¹⁶⁾。

(C) 「私は酸素を吸うことを (絶対的な意味で) 必要とする」

16) ウィギンズ自身の「絶対的なニーズ」の定式化は以下のようなものである (CN, p. 10)。

①私は、 x をもつことを (絶対的に) 必要としている。

それは、以下のとき、かつそのときに限る。

②私は、もし私が危害を受けることを避けようとするのであれば、 x をもつことを (手段的に) 必要としている。

それは、以下のとき、かつそのときに限る

③物事が実際にその通りであるならば、私が危害を受けることを避ける場合に x を持つことが必然的である時、かつその時に限る。(※①②③の番号は筆者による挿入)

この定式化において、(1)特に注意書きもなく、「絶対的なニーズ」の目的を「危害を避けるため」であり、手段を「 x を持つ」と仮定している。(2)定式化の③の部分で「実際にその通りであるならば」という条件節が付いているが、これが「手段的なニーズ」の定式化における「『必然性』という語が依存する特定の t 時点の状況」とほぼ同一のものであるということがわかりにくい、などの問題点があると思われるため、「手段的なニーズ」と同様に「絶対的なニーズ」の定式化もウィギンズの議論を基として、筆者の関心で多少アレンジしている。

この文に含まれる「(絶対的な意味で) 必要とする」という語に内在する固有の目的を、仮に「生存のため」(固有の目的を「危害を避けるため」や「繁殖のため」でも結論は変わらない) と仮定するのであれば、以下の文と同値であると考えられる。

(C1) 「私は生存のために酸素を吸うことを、(手段的な意味で) 必要とする」

また、(C1) の文はⅡ 3. の (A) から (A1) への変換と同様に様相概念 (事象様相) としての必然性に置き換えることができる。

(C2) 「私は生存のために酸素を吸うということが、ある時点では必然的である」

(B) の文と同様にその目的を達成する手段を a という変項、文に含まれる「必然的」という語が依存する特定の時点 t という変項に置き換えるのであれば、「絶対的なニーズ」は以下のように定式化できる。

(C3) 「私は生存のために a するということが、 t 時点では必然的である」

ちなみに「絶対的なニーズ」に内在する固有の目的が未だに確定しているわけではないにも関わらず、(C3) の文に「生存のため」という目的があらかじめ仮定されていることが気になるという人もいるかもしれない。その点を鑑みれば、以下のような定式化も可能である。

(D) 「私は ϕ のために (ϕ という目的が断念できない (unforsakeable) ものであり)、 a するということが、 t 時点では必然的である」¹⁷⁾

17) (D) の定式化は (AICW, p. 30) の定式化を参考にしている。

(D)の定式化はニーズに固有の目的があることを既に放棄し、「絶対的なニーズ」の用法ですら、ある種の相対性があることを認めているようにも思える¹⁸⁾。しかし、ウィギンズはこの相対性をニーズ概念の重要な特徴の一つであると考える。

5. ニーズの相対的な特徴

II 4.の最後でも示唆されたようにニーズ概念には、ある種の相対性とも呼べる特徴が存在する。この相対性は、大きく分けて3つのレベルに分類することが可能である (CN, pp. 11-14)。

第一のレベルの相対性として、ニーズは定式化の内部に目的 ϕ や、手段 a などの変動する変項を抱えており、原理上は ϕ や a という変項に様々な自然言語(例えば、 ϕ には「金を儲けるため」「生存のため」……、 a には「食物を食べる」「避難する」……などを入れることができる。)を代入することができる。第二のレベルの相対性として、仮にその変項が定まったとしても、 ϕ や a は自然言語で表現されるため、社会的・文化的な影響を免れ得ない。例えば、 ϕ に「危害を避けるため」という自然言語を代入しても、何が危害なのかということは社会・文化によって変動する場合があります、しばしば論争の対象となることがある。

ウィギンズが強調するのは第三のレベルの相対性であり、それは時間に対する相対性と呼ぶことができる。これはニーズがII 3.で指摘した事象様相としての必然性から派生することによるものである。先にも述べたが、ウィギンズの主張によれば事象様相としての必然性は特定の時点の状況に依存するため、ニーズが主張された時点の状況によってニーズの文の意味および真理条件は変動してしまう。「 x の生存のためには薬を飲むことは t 時点では必然的である」という文を例に挙げてみよう。仮に t 時点が明日の時点であるのであれば、この文の真理条件を確定するためには、明日の時点に至るまでの x のまわりの状況の変化や x

18) ウィギンズ自身は「絶対的なニーズ」の定式化にかなり迷っているようで、各論文で異なった定式化を行っている(仮に本稿で「絶対的なニーズ」の議論にある種の曖昧さが残るとすれば、それはこのウィギンズの逡巡を表現するためと言えるかもしれない)。ウィギンズは(D)のような定式化を、しばしば疑似定言的(quasi-categorical)ニーズとも呼んでおり(AICW, p. 30)、「絶対的なニーズ」の内容を更に抽象化している。

の肉体の変化などのあらゆる可能性を考慮に入れなければならない。つまり、ニーズを表現する文の真理条件は、 t 時点に至るまでに可能性がある全ての事態(可能世界あるいは代替世界)に依存すると言える。

実は、時間に対する相対性の問題はより複雑である。なぜならば、ニーズの定式化の内部の「必然性」という語に直接依存する時間と、目的 ϕ や手段 a に依存している時間は区別することもできるからである。時事的なトピックを拝借するのであれば、ニーズを表現する文の事例で、次のように述べることは可能である。

「50年後の時点での危害を避けるために、10年後の時点で原子力発電所を廃絶することが、現時点では必然的である。」

ここでは、目的 ϕ に依存する「50年後」という時点と、手段 a に依存する「10年後」という時点と、必然的という語に依存する「現時点」という3つの異なる時間的パラメーターが出現している。この時間の区別を考慮するのであれば、II 3.の手段的なニーズの定式化は以下のように再定式化される¹⁹⁾。

(D1) 「 x が、(t_1 時点において) ϕ のために (t_2 時点において) a するということが、 t 時点では必然的である」

ここまで相対的な要素が存在し、定式化自体の構造も複雑であるため、ニーズを主張する文の真理条件は非常に確定しづらい。そのため、政府や行政が個人のニーズを特定しようとするときは、 t 時点(あるいは、 t_1 、 t_2 時点)に至るまでのあらゆる可能世界の想定をするのではなく、実際の政策判断ではニーズの特定化を弱める方向に導きやすいとウィギンズは述べる (CN, p. 22)。

19) この定式化に時点ではなく、時間幅や時点間という要素を付け加えると、以下のように更に複雑な定式化が可能である。

(D2) 「 x が、(t_1 時点から t_2 時点において) ϕ のために (t_3 時点から t_4 時点において) a ということが、 t_5 時点から t_6 時点では必然的である」

6. ニーズの優先順位と不可欠なニーズ

ニーズの存在が何らかの手段で確認されたとしても、個々のニーズが対立してしまう事例は実際に起こりうるだろうし、資源の制約等によって救済手段が限られてしまう場合は、どのニーズを優先させるかという判断が非常に重要になる。これはニーズの優先順位の付け方や重み付けに関わる問いになるのだが、「ニーズの中で優先順位の高いものはどれなのか」ということを考察する際に、考察の指標となりうる要素の事例として「深刻さや重大さ」(badness or gravity)や「緊急性」(urgency)という要素を挙げている(CN, p. 8)。「 y の危害を避けるために、 x を所持することが、 t 時点では必然的である」という文を例に挙げるのであれば²⁰⁾、このニーズの優先順位を判定するにあたって、仮に x を所持しなかった場合にどれだけの危害や苦しみが生じるかという問いが「深刻さや重大さ」(badness or gravity)という指標であり、また、 x を所持しなかった場合の危害や苦しみが相当程度のものであったとして、どれだけ早急に x の所持という手段が実行されなければならないかという問いが「緊急性」という指標であるとされる。

ニーズの「深刻さや重大さ」や「緊急性」という指標に加えて、「基本性」(basicness)、「固定性」(entrenchment)、「代替性」(substitutability)というややテクニカルな要素もウィギンズは導入しており(CN, p. 8)、これらはII 5.で説明したニーズの相対性という特徴にも関わっている。

初めにニーズの「固定性」という要素から説明する。II 5.では、ニーズを表現する文の真理条件は、 t 時点に至るまでに可能性がある全ての事態(可能世界あるいは代替未来)に依存すると述べた。そのため、「 y の危害を避けるために、 x を所持することが、 t 時点では必然的である」というニーズを考察する際には、 t 時点に至るまでの y が x を所持しない場合のあらゆる可能性を考慮する必要がある。通常は、 t 時点の値が現実世界から離れるほど、考察しなければならない可能世界(代替未来)の集合の数は増えることになり、ニーズを表現する文の真

20) 以下では節の終わりまで、考察の対象となるニーズを「 y の危害を避けるために、 x を所持することが、 t 時点では必然的である」という「絶対的なニーズ」を表現する文だと仮定する。

理条件は確定しづらくなるのだが、このパラメーターである t 時点にどの値を設定したとしてもニーズの優先順位の判断に変動の要素が少なければ、そのニーズは「固定」されているとされる。例えば、「 y の危害を避けるために特定の薬を飲むことが t 時点では必然的である」というニーズと「 y の危害を避けるために、 y の環境に酸素を提供することが、 t 時点では必然的である」というニーズを比較した場合、後者は y が生存している期間であれば t 時点をどの値に設定してもほとんど真と言えるかもしれないが、前者は問題とされている危害は恐らく何らかの病気だと推測されるが、その病気が治癒した後の時点に t を設定すれば偽となるため、後者のニーズの方がより「固定」されていると言えるだろう。

二番目の「基本性」に関しては、前述の「固定性」の特別なバージョンであるとされる。自然法則、一定不変の環境に関わる事実、人間の構造に関する事実を考慮して、 y が x を所持しない場合に危害が加わらないという代替未来を排除できる場合に、そのニーズは「基本的」であるという。例えば、先に挙げた「 y の危害を避けるために、 y の環境に酸素を提供することが、 t 時点では必然的である」というニーズは、 y が生物学上のヒトであれば、自然法則等を考慮しても酸素なしで危害が加わらないという可能世界を想定しにくいいため、「基本的」なニーズと呼べるかもしれない。

最後の「代替性」に関しては、ニーズを考察する際の判断基準を引き下げたとき（例えば、 x を所持しない場合の y の危害を考察する際に、危害の範囲を広げるなど）、「 x を所持する」というニーズの要求が、「 x 以外の対象の u , v , w 等を保持する」という手段によって、その主張の根拠が弱められる場合は、そのニーズは「代替的」とであるとされる。例えば、「 y の危害を避けるために、 y にブドウ糖を提供することが、 t 時点では必然的である」というニーズは、 y が重症患者で食物を経口摂取できない場合の危害に限れば「ブドウ糖」そのものの速やかな点滴静脈注射が必要かもしれないが、健康人で食物を経口摂取できる場合の危害に範囲を広げるのであればブドウ糖そのものではなく「糖質を含む食物を提供する」という手段で置き替えることも可能であり、やや「代替的」と呼ぶことができるかもしれない。もちろん、優先順位が高いニーズは「代替的ではない」と考えられる。

そのため「固定性」、「基本性」、「代替的ではない」というこれまで説明した要素が強まるほど、優先順位が非常に高いニーズとみなされ、ウィギンズはこれをしばしば「不可欠なニーズ」(vital needs)と呼んでいる (CN p. 23; AICW p. 26)。

Ⅲ 還元不可能な概念としてのニーズ

これまでウィギンズ自身のニーズの概念の分析と定式化を紹介し、その分析・定式化から引き出すことのできるニーズの特徴を概観した。しかしながら、このように分析されたニーズ概念は、規範的コンテクストの中ではどのように関わっているのか、あるいは冒頭でも示したように、しばしば関連性が指摘される権利や正義などの概念との違いは何なのか、という問いが残されたままである。この疑問に答えるために、ここからはニーズが他の規範的な概念に還元できない「それ独自」(sui generis)の概念であるというウィギンズの主張を追うことになるが、これは法哲学の規範的正義論の領域とも密接に関わる議論でもあり、政治哲学・社会哲学的な色彩が強くなる。

1. 1970年代のオックスフォード——ニーズは危険なアイデアか？

ウィギンズはこれまで説明したニーズの一連のアイデアを1970年代後半のオックスフォードの同僚や友人達に披露したときの反応を回想している (AICW, p32f.)。この回想によると1970年代の後半に、R. M. ヘア (R. M. Hare)、R. ドゥオーキン、J. L. マッキー、バーナード・ウィリアムズという著名な哲学者達を含むオックスフォードの同僚や友人にウィギンズの一連のアイデアは披露されたが、その反応は芳しいものではなく (冒頭でも取りあげたが)「危険だ、もしくは破壊的である」、「権利の新たなレトリックではないか？」という反応が示されたという。

オックスフォードの哲学者達の反応が冷淡であった背景を、それほどウィギンズ自身は明らかにしているわけではないが、いくつかの理由を推測できる。第一に、当時 (もしくは今でも?) の政治哲学・倫理学の領域では、ニーズが提起する問題は、「正義」や「平等」などの別の規範的な概念の問題に包有されがちで

あり、またそれらの枠組を用いて解決しようとするアプローチが主流だったという背景が理由の一つとして考えられる。Ⅲ 2.以降で詳しく検討することになるが、ウィギンズはニーズの要求が、場合によっては「正義」や「平等」などの概念と対立する可能性を示唆しているため、当時の主流派のアプローチを破壊するような印象を受けたのかもしれない²¹⁾。

推測されるもう一つの理由としては、ウィギンズの考えるニーズ概念の問題は究極的には国家や社会単位の枠組で解決できず、個人のニーズの要求と国家・社会との関係を常に対置する構造として捉えている傾向があるという点である。そのため、ウィギンズのニーズ概念はいわゆる「横からの制約」(side constraints)や「国家からの自由」と呼ばれているものと強い親和性がある。この特徴は、社会制度構築あるいは政治政策的な関心の強い政治哲学者や倫理学者にとっては相性が悪いかもしれない。なぜならば、ウィギンズの論じるニーズを全面的に認めてしまうと、社会制度構築や政策形成がほとんど不可能になってしまうように思われるからである。ウィギンズが、個人のニーズの問題を国家・社会制度の問題へと還元することに批判的であることは以下の文からも伺える。

リベラルおよび保守的な批評家には失礼ながら、ニーズ観念を欠くことができないことの一つの側面は、諸々の制度を自らの様々な認知に合わせて調整する仕方を見いだした共同体において、個人が国家権力の恣意的濫用に対して自らの身を守りうる、ということに関わっているであろうということである。(CN, p. 25)

では、こうした数々の還元不可能性を受け入れて生きていくという見通しが耐えられないように思われるのはなぜか(中略)? 私が推測するに、それが耐えられないように思われるのは、正しい国家や社会のための記述または青写

21) 筆者の考えでは、ウィギンズは別に正義や平等の概念を破壊しようとしているわけではない。なぜならば、(Ⅲ 2.以降で詳しく説明するが)それらの概念はニーズを擁護するものである可能性も認めているからである。つまり、ニーズとそれらの概念の関係は、場合によっては擁護するものでありながら、対立するものでもあるという二律背反性があり、複雑な側面を持つ。

真を生成するような適切な原理や公理を探り当てることが正義論の仕事だと見なす場合に限られる（後略）。（CN, p. 55）

上記の後半の引用箇所において、ウィギンズは社会制度の枠組の中でニーズの問題を解決しようとするアプローチを批判するだけでなく、何らかの国家・社会制度のモデルを提案することが正義論の目的だとする潮流への批判も含んでいる。彼が批判するタイプの正義論はいわば「社会モデル提案型正義論」とここでは暫定的に呼べるかもしれないのだが、この種の正義論は当時の英米圏の議論だけではなく現在の日本の法哲学の領域でも強く支持されている²²⁾。そのため、「社会モデル提案型正義論」を志向する論者にとっても、ウィギンズの議論は受け入れにくいものであったと思われる。

また、ニーズの議論は「横からの制約」を説明するという側面があるため、「権利の新たなレトリックではないか」という発言はある意味でニーズの特徴の一側面を捉えているようにも思える。確かに、「権利」は「正義」や「平等」よりもずっと「ニーズ」に近い関係を持つと考えており、ウィギンズは、「権利」を、ニーズを主張する者に与えられた「権原」(entitlement) とみなす (CN, p. 31f)。しかしより問題を複雑にさせるのは、場合によってはある種の「権利」もニーズと対立する場合があると考えていることである。以下では、「平等」「正義」「権利」などの概念だけでは「ニーズ」の問題を解決できないこと、およびニーズに対する「社会モデル提案型正義論」の何が問題なのかというウィギンズが提示する論点の検討を試みる²³⁾。

22) 近年の日本の法哲学では、ある規範的正義論の立場を批判する際に「あなたは私の立場の批判ばかりを行っているが、あなたは代わりとなりうるような社会制度を提案できるのか？」という反論がなされることがある。これは一部の論者にとって、(恐らくはロールズの影響で) 規範的正義論と制度構築が一体となっていることが前提となっているための反応と思われるのだが、必ずしもその関係は自明のものではない。本稿はそのような筆者の疑問に対して一つの暫定的な回答を試みようとするものである。

23) 基本的にここからのⅢ 2. からⅢ 6. までの議論はウィギンズの「ニーズの要求」の後半部分 (CN pp. 26-57) を中心に検討することになる。この部分がやや逐語的な解説になってしまうのは、この後半部分が法哲学的に重要な部分であるにも関わらず、ほとんど日本で紹介されていないという点、およびウィギンズの文章が安易な要約を許さない点にある。

2. ニーズと平等

ウィギンズの主張に沿うのであれば、ニーズは「正義」や「平等」や「権利」とも異なり、そのような他の規範的概念に還元できない概念であるとされる。まず、ニーズと平等概念との違いについて、ウィギンズは以下の二点を指摘する(CN, pp. 28-30)。

第一の点として、極端な経済的不平等が存在するような社会でも「不可欠なニーズ」の要求が充足されることはありうる。これは筆者自身が思いついた例なのだが、1億円以上の資産を持つ資産家と明日の食料に困るような困窮状態にいる者と両極端な人間が住む社会があったとしよう。そのような社会で、困窮状態にいる者が「明日の300円の食費を保証せよ!」という生存に関わる「不可欠なニーズ」が資産家の資産からの寄付や政府による再配分で満たされたとしても、依然として資産家と困窮状態にいる者の経済的不平等は維持されたままである。またウィギンズ自身は直接指摘していないが、この事例を逆に捉えれば、経済的平等が達せられた状態でもニーズが充足できない場合も考えられうる。例えば、膨大な治療費がかかるような難病に侵された者は、社会の経済的平等が資源の再分配によって達成された状態でも、資源の限界を理由として治療が施されず、その人物の生存に関わるニーズが充足できないという事態は十分に想定することができる。

第二の違いとして平等への要求とニーズの要求は、そもそも異なる感情によって支えられ、特に二つの感情の違いは特にそれらの要求が裏切られ失望へと変わる時に顕著に現れるとされる。ウィギンズによると、平等の要求は、ある一つの共通事業に参加する者として(あるいは人間として)受け入れられたときにそれに相応しい配慮を求めているのであり、そうした期待が裏切られたときに特に病的な場合は単なる嫉妬に陥るときがある。一方、ニーズの要求は、要求者の現実の生存や最小限の福利を求めることなので、そうした要求が裏切られた場合は、自己陶醉や自己憐憫に陥ることはあっても、嫉妬のような感情が生じることはないと述べる。筆者自身の言葉で言い換えるのであれば、平等要求の感情は常に共同体内の他者の状況に依存するものであるが、ニーズ要求の感情は他者の状況に関わらず生じるものと捉えることもできるかもしれない。

3. 正義概念と社会道徳

(1) 正義概念の3つのフェーズ

それでは、より密接にニーズと関わるとされる正義や権利との関係はどうなっているのだろうか。これらの概念の間の密接でありながら対立する関係を示すために、正義概念を以下のような3つのフェーズに分けることをウィギンズは提案する²⁴⁾(CN, p. 30)。

「第1フェーズの正義」：狭く厳密な意味で解釈される権利の守護者としての正義

「第2フェーズの正義」：「総計的な推論 aggregative reasoning」²⁵⁾の限界の設定者であり、権利同士およびそれ自体は権利ではない（対抗権利と呼ばれるべき）他の主張との間の用心深い仲裁者としての正義

「第3フェーズの正義」：社会が共有する財²⁶⁾の管理者あるいは分配者としての正義

これはあくまでもウィギンズ自身の独自の想定であるが、このような正義概念の特徴付けはジョン・ロールズ (John Rawls) のような他の有力な論者の主張と重なる部分も多く²⁷⁾、現代の政治哲学の主流とされる見解から全く外れているわけではない。ただし、ロールズを含めた政治哲学者の多くは社会契約論由来の発想から、これらの正義概念のそれぞれの内容がある時点で同時に社会に合意／選択されると考えがちなのだが、ウィギンズはそうした発想とは異なり一つの問題（例えば、正義概念）に対して異なるルーツを持つ別の内容が歴史的に蓄積していったと考える。そのため、ウィギンズの発想では、最初にニーズ概念との

24) 恐らくは、このように正義概念を3つのフェーズに分ける理由は、この概念の歴史的変化を強調するためだと考えられる。

25) 「総計的な推論」という言葉について、ウィギンズはあまり明確な定義を与えていないように見えるのだが、ここでは公共の福祉や最大多数の最大幸福というスローガンに典型的なように、定量化された社会全体の利益のために個人を犠牲にすることを許容するような推論という意味で使われているように思われる。

26) 原文では public goods”と書かれているが、経済学上の「公共財」ともまた微妙に異なる概念であると思われたため、やむを得ずこの訳語を当てた。

関わりで権利概念とも関連性の強い第1フェーズの正義が出現し、次にニーズと権利との対立を調整するために第2フェーズの正義が生じ、その状態で更に第3フェーズの正義が出現するという歴史的経緯を辿ったと考える。この違いは、一見トリヴィアルな違いのように思われるかもしれないが、筆者の見方では、Ⅲ1.で触れたような「社会モデル提案型正義論」に対する反論になっている。

(2) 社会道徳

第1フェーズの正義から第3フェーズの正義までが生じた経緯について、ウィギンズは「社会道徳」(social morality) というものを想定し、社会道徳がニーズに対して何らかの道徳的配慮を行い続けることで、正義概念も歴史的な変化を辿ったと考える。私見では、ウィギンズがニーズとは別にここで社会道徳という概念を想定する理由は、ニーズそのものは規範的な判断を構成する一部となりうるかもしれないが、そこから規範的なもの（あるいは行為に対する動機付け）を直接導きだすことができないという点にあると考えられる²⁷⁾。換言するのであれば、「そこにニーズがある」という命題から、「そのニーズを救済／補償すべきである」という命題を直接導きだすことはできない。また、ウィギンズが想定している「社会道徳」の概念は他の論者が論じているものとは異なるやや独特の

27) ウィギンズはこの「正義の三つのフェーズ」はロールズの定式化を念頭に置いているとは論文では明記していない。しかし下記の該当箇所と比較すれば（もちろん細かい違いはあるが）重なる部分が多いことに気付かされる。リーダー (Reader 2006, p. 340) および筆者はこの部分をロールズ批判として捉えるが、もちろん両者で重ならない部分もあり、ロールズの正義の二原理では、ウィギンズの述べる「フェーズ2の正義」にあたるものが明記されていない。

「第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な（中略）制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし、最も広範な枠組といっても（無制限なものではなく）他の人びとの諸自由の同様（に広範）な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は次の二条件を充たすように編成されなければならない——(a)そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ(b)全員に開かれている地位や職務に付帯する（ものだけに不平等をとどめるべき）こと。」(Rawls 1999, p. 53 (邦訳) p. 84)。

28) ウィギンズ自身はこのような規範的なものを、「公的な力」(public force) あるいは「道徳的な力」(moral force) と表現し、それらがニーズ言明の真理性と独立であることを主張している (CN, p. 31)。

発想²⁹⁾であり、解釈が難しい。筆者の解釈では、ウィギンズの主張する社会道徳とは道徳実践に参加する者だけが身につけることができる共通の関心／目的であり、参加者で共有された観点や感受性によって歴史的な慣習制度の中で実現または具現化されうるが、抽象的な原理の集合ではないために、現実の事態に応じて社会道徳の内容は常に改変される可能性があり、その改変や批判は参加者が理解できるような自然言語による理由付けによって行われるというものだと思われる³⁰⁾ (CN, p. 34; Wiggins 1998, pp. 65-67)。これは、バーナード・ウィリアムズが「評価的な概念を身につけうるのは、評価的な関心を共有している者だけである」(Williams 1985, p. 217, n. 7 (邦訳, p. 356)) とかつて表現した、一時期のオックスフォードで支持されていた倫理学説の主張にかなり近い³¹⁾。ウィギンズの考えに沿うのであれば、ある規範や社会協調を維持する道徳実践の参加者の中で何らかのニーズが満たされずにある人物が犠牲になるような事例があった場合があるとす。その場合、既存の規範や社会協調を改変するように道徳実践内部で理解可能な形で理由付けが行われることで、社会道徳はニーズを救済／補償しようとする規範性を生じさせ、ニーズを個人に与える権原である「抽象的請求権」(abstract claim right)として積極的に考慮するようになる (cf. CN, p. 31f)。このような状況の中で、ニーズの要求は正義の第1フェーズで保証される「権利」だと考えられる場合もあるし、その段階に至らなければ、第2フェーズの権

29) ウィギンズの「社会道徳」の概念については、もっと詳細に論じなければならない必要性を感じているが、本稿ではやむを得ず割愛する。

30) 私見では、ウィギンズが批判する社会契約論的なアプローチと対比することで、彼が論じる社会道徳を特徴づけることができる。第一に、社会契約論的なアプローチはある時点で共同体の構成員で合意が行われれば、その共同体から構成員が離脱しない限り合意された内容は変動することはない。これに対し、社会道徳的なアプローチは規範の内容が歴史的に変動することを認める。第二に、社会契約論はある規範を遵守する道徳実践に参入前／参入後を明確に分離するが、社会道徳的なアプローチは、一度道徳実践の評価語を身につけてしまえば知らない間に参入してしまうものであり、もはやそこから離脱することは不可能と考える。

31) ウィリアムズはこのような倫理学説の支持者として、フィリッパ・フット (Philippa Foot)、アイリス・マードック (Iris Murdoch) やマクダウェルを挙げる。また、ウィリアムズはこの学説に影響を与えたものとしてウイトゲンシュタインの名前を挙げるが、ウィギンズはウイトゲンシュタインの影響とは別に、ヒュームの影響も大きいことを指摘しなければならない。

利とは考えられていない「対抗権利」だと捉えられる (CN, p. 30f)。以下では (Ⅲ 5. まで) 正義概念の3つのフェーズの中で、一旦第1・2フェーズまでが生じていると仮定する。

4. ニーズと権利の緊張関係

(1) ア・ポステリオリな権利

ニーズを積極的に考慮する社会道徳の発現をより具体的に表現するものとして、以下のものをウィギンズは「行為原則」(principles)³²⁾として列挙している (CN, p. 34)。(i)社会的目標、公共的な目標を追求するために個人に要求される負担、総計的な推論³³⁾に対して明示的な制限が加えられなければならない。(ii)法の支配の下での権利を支え、恣意的な逮捕、投獄、刑罰から個人を守り、またそれらとは異なる他の市民的・法的な保護も保証しなければならない。(iii)他の個人との間での特定の合意を結ぶ権利、生活に必要なものを買う権利、人々の労働の成果物売る権利、法的承認に値するやり方で所有物としたものを没収されない権利を是認しなければならない。

こうした(i)、(ii)、(iii)の内容は、ある種のア・プリオリに導出されるような義務論的な内容あるいは自然法の内容だと一般的に理解されることが多い。しかしながらウィギンズによると、これらの内容はニーズから単純に引き出されたものではないが、社会道徳との関係で生じたと考えることによって、ある種のア・ポステリオリ性を示すことができると言う。なぜならば、ニーズを考慮すべきかどうかという点は、道徳実践内部の人々の合意や理由付けなどの直接経験的事象に関わらないと考えられている要素に依存するかもしれないが、考察の対象となるニーズそのものはこれまで論じてきたように、ある種の世界の事態に関わる経験的事象と見なすことができるからである。そのため、このような権利の承認に対してある種のア・ポステリオリ性を認めるアプローチをとることで、抽象的な内容であり、かつア・プリオリ性に根拠を求めてきたがゆえに今まで謎とされてき

32) 後の議論 (Ⅲ 5.) で「制限原理」(limitation principle) という用語をウィギンズが用いるために、その語と区別するために「行為原則」という言葉を訳語として用いている

33) 脚注 25) を参照。

た抽象的請求権という観念を、脱神秘化することができるとうィギンズは考える (CN, p. 34)。

(2) 固定された権利とニーズとの対立

(i)、(ii)、(iii)のような行為原則の内容が法などの社会制度の中で権利として保障されている事例は現実でも歴史上でも数多く見ることができる。しかし、行為原則の(i)、(ii)、(iii)はあくまでも事例の列挙であって、これらを保障することがそのまま現実のニーズの充足の要求を直接保障するとは限らないということに注意を払わなければならない。その理由として、2つの点をウィギンズは指摘する (CN, pp. 36-38)。第一の理由はここで列挙された行為原則が最低限の物質的な生存の前提条件にしかすぎないという点である。II 5.でも示したように、ニーズは相対性という特徴を持ち、それが充足される手段が不確定であるため、(i)、(ii)、(iii)で保障されているような財を保障することが、必ずしも不可欠なニーズの保障にはつながらない。第二の理由としてニーズが権利として保障されるのは、社会制度上の義務が政府や他者などの誰かに課せられる場合に限られるという点である。社会制度がどれだけ修正されようとも、社会制度の修正／設計時もしくはその前に、今後出現するニーズを確定・予見する手段があるわけではないので、既存の社会制度が保障することができないニーズが常に存在するという可能性は否定しきれない。

また「行為原則」として例を挙げた(i)、(ii)、(iii)は、その発生や出発点ではア・ポステリオリな形でニーズと密接につながっていたかもしれないが、それが一度社会に承認されると、独自の進化・発展を遂げる。独自の発展を遂げてしまうのは、それが特定の時点・状況を指示していないか、もしくは全時点での状況を前提としているからである (CN, p. 39)。

歴史的な経緯により、次第にニーズと権利との間でその内容が乖離するようになると、場合によってはニーズと権利は対立する。権利および権限の内容がニーズと分離され、その内容が固定化されるものを特に「固定化された権利」(entrenched right) (CN, p. 39) とウィギンズは呼ぶ。

基本的に「固定された権利」は権限が与えられる人物や要件を厳格に制限する

傾向にある。なぜならば、行為原則はそれぞれその原則を維持するために莫大な財を必要とするからであり、そのため仮に全ての時点と状況でニーズを権利として認める事は、自然資源の限界に直面するからである (CN, p.36)。例えば、行為原則(iii)から派生した所有権はもはや「固定化された権利」と呼んでよいものと思われるが、当然のことながら私たちは人類の全てに資源の限界を理由として一定の範囲の土地を所有権として認めることはできないが、その一方で地震などの大災害の後の生存の危機のために風雨に耐えうるような住居を必要とするニーズも存在する。そのような不可欠なニーズに対して政府や国家は資源配分を適切に行うことができないこともしばしばあり、そのようなときは既存の所有権と不可欠なニーズは対立してしまうのである。

結局のところ、行為原則(iii)から派生する所有権だけでなく、他の行為原則からも膨大な派生権利が発生することになる。それは国家なり政府に重い負担を背負わせ、そのような権利／権原を与えられてないニーズをどう考慮するかという点について行政は判断が及び腰にならざるを得ない。そのようなときに「私たちの主張や要求はなぜ権利と認められないのか!」と「固定された権利」とニーズが対立し、場合によっては革命の原動力となることもある。

5. 制限原理

こうして、確立された権利とは認められないものを権利として認めるように主張することを「対抗要求」(counterclaims) とは呼ぶ (CN, p.41) のだが、このような対抗要求は歴史上から現在まで様々な事例を挙げることができ、また「対抗要求」を権利として認めるかどうかということが、正義概念 (Ⅲ 3. で取りあげた第2フェーズの正義) の役割だと考えられることがある。しかしながら、問題をより複雑にするのは、既存の「固定された権利」を保護することも正義概念の範疇 (Ⅲ 3. で取りあげた第1フェーズの正義) に含まれるとも考えられることもあるということである。つまり、これまでの議論を敷衍し、個々のニーズの尊重という側面から正義概念を捉えるのであれば、第1フェーズの正義と第2フェーズの正義は対立せざるを得ない。

第1フェーズの正義と第2フェーズの正義との間の対立を調整し、総計的推論

に制限をかけるために、以下のような「制限原理」(Limitation principle)と呼ばれるものが社会に導入されなければならないとウィギンズは主張する。

他の多数の者の単なる欲求のために誰かの厳密な意味での不可欠な利益を犠牲にするような手段で、国やその機関が偶然性に介入し、その政策を変更し、市民の思慮ある期待を裏切る場合は、その限りにおいて (pro tanto) 不正である。また、(より思弁的になるが) そうした介入の影響を実際に受ける不可欠な利益の中で、他の多数の者のより弱いニーズの名の下に誰かのより重要で厳密な意味での不可欠なニーズを犠牲にするならば、その限りにおいて (pro tanto) 不正である。(CN, p. 43)

つまり、定量化された多数の人数の欲求を理由として、国家が不可欠なニーズに介入することは不正であり、同じように多数の人々の優先順位の低いニーズを理由として、より優先順位の高い不可欠なニーズを犠牲にするのも不正であるということが、この「制限原理」の内容だと考えられる。もちろん、第1フェーズと第2フェーズの対立を他の方法で解決可能であると主張する論者もいるかもしれない。この対立を解消するために考えられる既存のアプローチとして、ウィギンズは「費用便益分析」、「コモン・ロー上の権利の新たな感受性」、「手続き的および憲法上の権利に関わる制度」という3つの方法を挙げ、それぞれに検討を加えている (CN, p. 44-47)。

まず、「費用便益分析」についてだが、「費用便益分析」は、自分が得ることのない利益のために何かを支払う量は、最大でもその人物がそうした利益を奪われる最小限の量よりも少ないという観察的事実が費用便益分析の根拠となるとされる。またその枠組によって、共同体の貧しい地域から生じる負担と利益に特別な重みづけを与えてきたことがあるかもしれないが、それはあくまでも一時しのぎの手段 (palliative) であり、多数の単なる欲求の集合に対して大きな重み付けを持つニーズが圧倒されてしまうという困難を解決するものではないとする。

また、「コモン・ロー上の権利に対する新たな感受性」が要求されていると主張する者もいるが、このアプローチによる権利強化はニーズに対して、ある場合

では無力であり、ある場合では効果が強すぎてしまう。なぜならば、どのような新しい権利がいかなる原則に基づいて見出され作られるのか、どのように取り決めることによって将来起こりうる特定可能な者と特定不可能な者に関わる不特定多数の不正を先取りすることができるのか、という本当の問題を扱っていないからである。

最後に「手続き上および憲法上の権利に関わる制度」についてだが、これは「コモン・ロー上の権利の新たな感受性」というアプローチとは異なり、ニーズの主張に関連する原則と適合することを公務員が立証するか、もしくはその計画そのものを廃棄するか、いずれかをとらなければいけない法的権力に支えられている。しかしこれはどれだけ強い印象を私たちに与えたとしても、法的権利ではない不可欠なニーズについて合意がとれた原則が存在しなければ、役に立たないものになってしまう。

結局のところ、既存のアプローチでは上記のような問題があるために、第1フェーズと第2フェーズの正義の対立を解決するために、「制限原理」が社会に認められなければならないというウィギンズの主張へとつながることになる。

6. 分配的正義論と制限原理の不整合

しかしこれまで論じてきた議論はフェーズ2の段階までの話で、第3フェーズの正義が登場すると話は更に複雑になる。なぜ、第2フェーズの正義までの段階から第3フェーズの段階に変化してしまうのかという背景について、ウィギンズ自身はそれほどはっきりと根拠を論じているようには見えない (cf. CN, p. 49)。しかしこれまでの議論から推測される筆者自身の見解は、第1フェーズと第2フェーズの正義の概念は莫大な財に関わるため、認められる権利や権原が増え続けるにつれ、資源の限界を政府が意識せざるを得ないからだと考えられる。そしてウィギンズの考えによれば、一度第3フェーズの段階に達すると、それに起因する利益に（政府も国民も）慣れてしまうため、そこから後戻りすることはできなくなってしまう (CN, p. 51)。

ウィギンズは特に第3フェーズの正義（分配的正義）を、Ⅲ 5. で論じた「制限原理」とコンフリクトを起こしやすいものとみなす。個々のニーズを尊重する

ものとしてウィギンズが規定した「制限原理」がいかに分配的正義と緊張関係にあるのかという点をウィギンズはまず以下のような第三フェーズ内部に存在する原理を仮定することによって示している (CN, p. 52)³⁴。

(U) 他の事情が同じであるのであれば (*ceteris paribus*)、等しいニーズに応じて等しい考慮を働かせないのは不正であり、可能性とコストの制約のもとに、等しいニーズに等しい重み付けを働かせるのは正しい。

(E) 他の事情が同じであるのであれば (*ceteris paribus*)、人びとのニーズについて人びとに異なる重み付けを与えることは不正であり、また、可能性とコストの制約のもとに、人びとのニーズについて人びとを等しく満足させることは正しい。

この2つの原理は、一見同じことを言っているように見え、また正義の要求とニーズの要求が調和しているように分配的正義を定式化しているように見える。しかしこの2つは異なる歴史的経緯をたどることで制限原理とコンフリクトを起こし始めるとされる。この点は、この2つの原理に「可能性とコストの制約のもとに」という但し書きがついていることに由来する。

ウィギンズが考える原理(U)の(仮想的な)歴史的展開は以下のようなものである (CN, p. 52f)。これは官僚や管理者が要求するタイプの原理であり、世界中でもっとも満たされないニーズを探し出し、それをコストと制約のもとに充足することが求められる。しかし「可能性とコストの制約のもとに」という条件があることで、全てのニーズを充足することは不可能であり、この原理は容易に「入手可能な資源の中で最善(最大限)のこゝろを行う」という原理に変わりやすい。それは、彼のいうところの総計的な推論を伴うことになり、徐々に考察対象であったニーズは定量化が可能な欲求へ変化する。ウィギンズによると、これは基本的には「公共政策に関する行為功利主義」(CN, p. 53)であり、この段階で定量化された欲求を根拠として認めない「制限原理」は原理(U)と対立してしまう。

34) 以下の(U)と(E)はそれぞれ、(U)は功利主義 (utilitarianism) を指し、(E)は平等主義 (egalitarianism) を指すと考えられる。

次に原理(E)の歴史的な展開についてはどうであろうか。この原理はニーズに対して異なる扱いを行うためには、異なる扱いをする理由が必要になると解釈できるが、ここでも「コストと可能性のもとに」という但し書きが重要になってくる。(Ⅲ 2.でも取りあげた例だが)、膨大な治療費を必要とする難病に侵された者のニーズを充足することは、異なる扱いをする理由を提示することも、資源の限界が問題となりそれを充足することは簡単にはできない。そのために、原理(E)は「それぞれの人が最善を尽くし、ニーズに対して(中略)それぞれの人に同じものを割り当てる」(CN, p. 53)というものになり、それは更には、「それぞれの人が最終的に享受する総計(公共の資源と民間の資源を一緒にしたもの)は、他の誰もが最終的に享受するものの総計に等しいという仕方で、公共の資源を割り当てるといふものでなければならない」(CN, p. 53)という原則に変化する。この時点に到達すると原理(U)は「純粋な平等の公共哲学」とウィギンズが呼ぶものに変化し、総計的な平等とは異なる原理である「制限原理」とコンフリクトを起こす。これはⅢ 2.でも論じたようにニーズと平等は異なるからである。

ウィギンズ自身はこれらの「制限原理」と原理(U)と原理(E)が相互に還元不可能であることを強調し、この3つの原理をどれかに同化させないことを主張する。仮にこうした還元不可能性を強調する思考を受け入れることに抵抗するとすれば、それはⅢ 1.で論じた特定の社会モデルを提案する「社会モデル提案型正義論」を志向しているからであると断定し、その事例としてプラトンの『国家』とロールズの議論を名指しする(CN, p. 54f)。こうした「社会モデル提案型正義論」の何が問題なのであろうか。正義は様々な複数の思想をルーツに持つ複雑な観念であるために、それらの内部対立を無視しやすいという点であり(CN, p. 56)、筆者自身の考えも加えるのであれば、「社会モデル提案型正義論」の社会モデルは過度に理想化されているため、現実起こっている事態の事実認識を内部に取り込むことが難しいという点にあると考える。

ともあれ、Ⅲ 1.で取りあげたエピソードのように、ニーズよりも「平等」や「正義」に注目していた哲学者および「社会モデル提案型正義論」を志向していた者にとっては、なぜウィギンズの議論が危険に思えたのかその断片を掴むことはできたのではないだろうか。

IV 予想される反論、およびウィギンズの議論の評価

ウィギンズの議論は、前述したように当時の哲学者に「危険だ」と言わしめるほど、他の論者の議論³⁵⁾とは対立、あるいは異なる独自の要素を持っている。ここではウィギンズの議論に対して予想される反論に対して筆者の見解を交えながら回答を試み、その上でウィギンズの議論に対する現時点での筆者の評価を行うことにする。

1. ウィギンズの議論に対する反論

前述したようにウィギンズの議論は独自要素が強いために、反論³⁶⁾には事欠かない。ここではそのような反論の中の一部をとりあげてみよう。

35) ウィギンズの議論において本人は特に R. M. ヘア (R. M. Hare) とロールズの議論を比較対象として取りあげている。ウィギンズはヘアの議論に対しては、本稿の前半の議論をみればわかるようにそもそも「選好」という概念に否定的である。またヘアは、対立する選好に対してより優先順位の高い選好を充足することによって全体で選好が最大化されると述べるが、これまでのニーズの議論を鑑みるとどうやって選好を最大化するのかというよりも、選好の優先順位をどう定めるのかという点で実践における合理性は働いていると述べる (AICW, pp. 34-36)。またロールズに対しては、彼の「正義の二原理」の議論における平等／不平等の概念の中にニーズの要素がとりあげられていないこと、および彼の社会契約論的なモデルに内在する問題点を指摘している (AICW, pp. 36-41)。

筆者の見方ではウィギンズとヘアおよびロールズとの違いは理論上の対立というよりも、そもそもの哲学観や発想の違いである。これまでの規範理論の構築を目指す多くの論者は、規範の全体の内容を一つの立場で明らかにしようとすることを目指すと言いつつ言い過ぎかもしれないが、少なくともより包括的で整合的な規範理論を目指そうとする。筆者の考えでは、ウィギンズは恐らくこうしたアプローチとは発想が異なり、包括的であるということを目指すというよりは、規範を構成する一部かもしれないがそれが不可欠で非還元的なものであることを示すことで、それがなぜ他の概念との対立することが不可避なのかということを目明らかにすることにそもそもの議論の焦点がある。現在のところ戯れ半分のネーミングなのだが、いわば「規範理論のマイクロアプローチ」と言えるかもしれない。

ウィギンズ以外の論者がよく比較対象として取りあげているのはアマルティア・セン (Amartya Sen) の議論である。センとの比較についてはウィギンズの影響を強く受けているリーダーやセンの影響を受けているサビナ・アルカイア (Sabina Alkire) などの論者が行っているが (cf. Reader 2006; Alkire 2005) 紙幅の都合上、本稿では割愛することにした。別の機会でこれらの論点をとりあげたい。

- (a) なぜ正義（あるいは権利）とニーズを対立させる必要があるのか？ ニーズ基底な正義概念を提案することで、何も問題ないではないか？

これは法哲学の中でも規範的正義論に強くコミットしている論者から多く聞かれた批判である。注意しなければならないのはウィギンズの議論は規範的正義論そのものを批判しているわけではなく、「社会モデル提案型正義論」を批判しているという点である。ニーズの議論は現在の事実認識を強調するが、「社会モデル提案型正義論」はそうではなく、特定の時点の社会モデルや制度のアイデアや合意が、それ以降も半永久的に社会の構成員を拘束してしまう³⁷⁾。一度成立した社会制度は成立以前の実事認識は取り入れているかもしれないが、成立以降の実事認識が取り入れられることは難しい。また現在までの社会制度はその維持が自己目的化してしまうために、現状の実事認識を取り入れて制度を訂正することが難しくなり、コンフリクトを起こしてしまうと考える。言い換えるのであれば「事実をみすえ、自分で考える」（亀本 2011, p. 17）という要素を取り入れることが「社会モデル提案型正義論」では難しくなってしまうのである。そのため、現在の筆者の回答は、ニーズ基底な正義概念の構想は不可能ではないが、それは現実に議論されている規範的正義論のメインストリームの議論とはかなり異なるものになるだろう、ということである。

- (b) ニーズを認めてしまうと、現実的な政策決定や制度設計がほとんど不可能になってしまうのではないか。

筆者の考えでは、なぜ現実的な政策決定や制度設計を政治哲学者や政治学者ではなく法哲学者が行わなくてはいけないのかという疑問がまず存在するように思える。これは恐らく法哲学者ならほとんど誰もが感じる疑問であると思われる「規範的正義論を議論すると、それは徐々に政治哲学の問題になってしまう」という問題と無関係ではない。もちろん法も社会制度の一部なのであるから現実的

36) ここで取りあげた反論は、脚注 1 でも言及した「東京法哲学研究会・法理学研究会合同研究合宿」（2011 年 9 月）における報告、および「日本法哲学会学術大会」（2011 年 11 月、一橋大学）における質疑応答が基となっている。

37) もちろん、ここではなぜ過去の社会制度の選択や決定に現在の私たちが従わなければならないのかという素朴な疑問が存在する。

な制度設計を考慮する必要があるが、それだけが法哲学が考察しなければいけない全てではないということである。

むしろ、これまで議論されてきたように「社会モデル提案型正義論」の問題が明らかになった以上、社会制度だけでは補うことのできない「権利」や「横からの制約」の性質や根拠を明らかにするものとして、ニーズの議論を法哲学に取り入れることは、恐らく可能だろうと考える。そして私見では恐らく政治哲学よりもずっと法に内在する価値としてそれらは大切にされてきた観念だと思われる。

(c) ニーズ概念を用いた議論は倫理学・政治哲学に余計な概念を持ち込もうとしており、便利だから増やせば良いというものではない。

この反論は、存在者の数を限定するいわゆる「オッカムの剃刀」というスローガンに影響を受けているか、もしくは考慮する要素をできるだけ単純化することで、数字による定量化が可能な政治的・倫理的判断の構築を目指す論者からの反論だと思われる。確かに、経済学などの分野では考慮する要素を単純化・定量化を行うことで一定の成果を挙げていることは否定できない。

しかし、ニーズの問題は狭義の存在論や経済学の問題とは異なる。ウィギンズ自身はニーズに関わる実践的な判断は単純化・定量化を行うことはできず、自然言語からの推論でなければならないという強い信念を持っているようだ (AICW, p. 32) この考え方を発展させるのであれば、およそ実践的な判断に伴って使われる自然言語の概念は全て考察の対象となりうる。

もちろん、なぜ実践的な判断において自然言語からの推論が必要不可欠なのかその理由は明らかとされていない。しかし、現在の筆者の考えでは、ウィギンズのかつての教え子であったマクダウェルがアリストテレスからインスピレーションを受けて提唱し、自然言語によって開かれる世界である「第二の自然」(McDowell 1996, p. 84 (邦訳 p. 144)) というアイデアとウィギンズの立場に強い親近性を感じている (cf. Reader 2007, p. 60f)。

2. ウィギンズの議論の評価

上記の反論を踏まえたくうえで、現在の筆者がウィギンズの議論に対して評価す

る点を4点ほど挙げたい。

第一に、ウィギンズの議論は現状の価値対立の問題だけではなく、価値対立の歴史性および時間的な要素を示唆している点である。これは規範的コンテクストで使われる語のほとんどが、時間的経過と共に変化し、当初の意味とは異なるアイデアが混入する可能性があるからであると思われる。筆者の考えではこれは規範的概念だけではなく自然言語の概念のほとんどが歴史的变化による影響を免れ得ない。実際に、私たちは歴史的な変化を経ることで正義概念が異なるルーツを持つ様々な思想を混在し、それらが内部で対立する可能性を本稿のⅢ節で見て来た。ウィギンズが定義するニーズの概念がこうした自然言語の歴史的变化から免れているのはニーズの概念が特定の時点や時間幅を定式化の内部に含んでいるからである。これまでのウィギンズの議論の功績の一つ挙げるとしたら、価値対立に歴史的・時間的側面というパースペクティブを与えたという点があるかもしれない。

第二の点として、規範的判断の内容が定まらないことと規範的判断の真偽が問えないことの間には差異があるように筆者は感じていたのだが、そうした発想を抱いたとしてもそれがどのような形になるのかということを具体的に示した論者はあまり見かけなかった。ウィギンズのニーズの概念は真理条件という形でニーズを定式化するものだが、それは定式化した真理条件の中にある種の変項およびパラメーターを含めている。そのことによってウィギンズのニーズの概念は、ニーズの意味や内容が定まらないという相対的な特徴を持ちつつも、規範的判断の真偽や妥当性を問う余地を確保しているように筆者には思える。

第三の点として法哲学的な観点からの意義をいくつか指摘する。本稿で指摘した通り、権利とニーズは厳密に言えば異なるものであるが、彼が論ずる権利とニーズの間には密接な関係がある(Ⅲ 4)。この議論を仮に権利論としてみた場合、従来の議論では、(特に道徳的な)権利そのものの根拠を問われた場合、道徳・規範の外部の事象に還元するか、ア・プリオリな自然権的な構成をとる傾向にあったのに対し、権利のア・ポステリオリ性を導きだす可能性があるかもしれない。また権利概念に対する批判として、権利と権利が対立するような「モラル・ディレンマに対処できない」という問題や、「コストと犠牲という問題を見無視してい

る」という批判が挙げられるが、前者はⅡ 6. で議論したニーズの優先順位の議論を用い³⁸⁾、後者に対しては資源の限界という要素を取り込むことで、ウィギンズの議論はこの問題をうまく回避しているように思われる。

第四の点として、Ⅲ 1. でも指摘したようにウィギンズの議論は、個人のニーズの問題を国家や社会制度の問題に還元することに否定的である。そのため、統治を行う政府や行政の視点から構成された規範理論というよりは、ニーズを主張する当事者からの視点から構成された規範理論であると呼ぶことが可能かもしれない³⁹⁾。本稿では、国家・社会制度のモデルを提案するタイプの正義論を「社会モデル提案型正義論」と呼び、やや批判的に論じてきた。おそらくは、「社会モデル提案型正義論」のような制度論的なアプローチの場合、その社会制度の維持という課題が優先され、またその制度の枠組から漏れてしまった個人のニーズを充足することが難しくなる。ウィギンズの議論はそのような社会制度の枠組では解決できない個々のニーズの充足という課題に対処できる可能性を持つ。

いずれにせよ、ニーズの問題に注目する論者は他の規範的な概念と比べれば明らかに少なく、様々な課題がまだ残されているとはいえ、ウィギンズが開拓した問題領域の重要性は大きいと筆者は考える。

参考文献

参考文献の中で、以下のウィギンズの2つの論文については、下記のような略号を用いる。

CN: David Wiggins “Claims of Need” in his *Needs, Value, Truth* (3rd ed.), Clarendon Press, 1998 (Originally published in Ted Honderich ed., *Morality and Objectivity*, Routledge and Kagan Paul, 1985).

※上記の論文に関しては現在邦訳が企画されている。2011年11月26日の大庭健主催の研究会（専修大学）において、この論文の邦訳の草稿（奥田太郎訳）が配布され、その邦訳の草稿を執筆時点で参考にしていくことをお断りしておく。ただし引

38) 「権利」にも優先順位があるという議論は過去にもあると思われるが（例えば、憲法学の「二重の基準」の議論など）、ウィギンズの議論はそれを更に洗練させる可能性を持つと考える。

39) ニーズを主張する当事者からの視点という論点をリーダーも指摘している（Reader 2007, pp46-48）

用箇所に関しては、必ずしもその草稿の訳には従ってはいない。

AICW: David Wiggins “An Idea we Cannot do Without” in Soran Reader ed., *The Philosophy of Need*, Cambridge University Press, 2005.

その他の外国語文献

Alkire, Sabina (2005) “Needs and Capablity” in Soran Reader ed., *The Philosophy of Need*, Cambridge University Press, 2005.

Anscombe, G. E. M. (1958) “Modern Moral Philosophy” *Philosophy* 33.

Barry, Brian (1965) *Political Arguments*, Routledge.

Braybrooke, David (1987) *Meeting Needs*, Princeton University Press.

Brock, Gillian (ed.) (1998) *Necessary Goods*, Rowman & Littlefield.

Feinberg, Joel (1973) *Social Philosophy*, Prentice-Hall Thomson.

Frankfurt, Harry (1984) “Necessity and Desire” *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 45, No. 1.

Hart, H.L.A. (1973) “Bentham in Legal Rights” in A.W.M.Simpson ed., *Oxford Essays in Jurisprudence II*, Clarendon Press, 1973 (邦訳: 「第四章 法的権利」『権利・功利・自由』、小林公・森村進訳、木鐸社、1987年)。

Lacey, Nicola (2004) *A Life of H.L.A.Hart: The Nightmare and the Noble Dream*, Oxford University Press.

McDowell, John (1996) *Mind and World (with a new introduction)*, Harvard University Press (邦訳: 『心と世界』、神崎繁他訳、勁草書房、2012年)。

Miller, David (1976) *Social Justice*, Oxford University Press.

Rawls, John (1999) *A Theory of Justice (Revised edition)*, Harvard University Press (邦訳: 川本隆史他訳『正義論 (改訂版)』、紀伊国屋書店、2010年)。

Reader, Soran (2005) “Aristotle on Necessities and Needs” in Soran Reader ed., *The Philosophy of Need*, Cambridge University Press, 2005.

Reader, Soran (2006) “Does a Basic Needs Approach Need Capabilities?” *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 14, No. 3.

Reader, Soran (2007) *Needs and Moral Necessity*, Routledge.

Thomson, Garrett (1984) *Needs*, Routledge.

Tushnet, Mark (1984) “An Essays on Rights”, *Texas Law Review*, vol. 62.

Waldron, Jeremy (2000) “The Role of Rights in Practical Reasoning: “Rights” versus “Needs” ” *The Journal of Ethics*, vol. 4, No. 1-2.

- White, A.R. (1975) *Modal Thinking*, Blackwell.
- Wiggins, David (1981) "Public Rationality, Needs and What Needs are Relative to" in Peter Hall and David Bannister ed. *Transport and Public Policy*, Mansell.
- Wiggins, David (1996) "Replies" in Sabina Lovinbond, and S. G. Williams, ed., *Identity, Truth and Value: Essays for David Wiggins*, Blackwell.
- Wiggins, David (1998) "Universalizability, Impartiality, Truth in his *Needs, Value, Truth* (3rd ed.) Clarendon press.
- Wiggins, David (2001) *Sameness and Substance Renewed*, Cambridge University Press.
- Wiggins, David (2005) "Objectivity in Ethics; Two Difficulties, Two Responses" *Ratio*, vol. 18-1.
- Wiggins, David (2006) *Ethics: Twelve Lectures on the Philosophy of Morality*, Penguin Books.
- Wiggins, David and Derman, Sira (1987) "Needs, Need, Needing", *Journal of Medical Ethics*, vol. 13.
- Williams, Bernard (1985) *Ethics and the Limits of Philosophy*, Fontana Press (邦訳: 『生き方について哲学は何を言えるか』、森際康友・下川潔訳、産業図書、1993年).

邦語文献

- 飯田隆 (1995) 『言語哲学大全Ⅲ 意味と様相(下)』勁草書房.
- 亀本洋 (2011) 『法哲学』成文堂.

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。